

プロテクトリフォームローン商品概要説明書（平成26年5月2日現在）

商品名	プロテクトリフォームローン
ご利用 頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当 J A の組合員の方。（組合員以外の方につきましては、出資金 1 口 5,000 円以上いただいております。） ○お借入時の年齢が 20 歳以上 65 歳以下であり、最終償還時の満年齢が 75 歳以下の方。 ○安定・継続した収入の見込める方。 ○住居が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること。 ○原則、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○借入申込者またはその家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修および、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の増改築・修繕又はバリアフリー改修・耐震補強などの工事資金 ② オール電化・ガス化などの住宅設備機器や介護機器の購入・工事資金 ③ 冷暖房・融雪・太陽熱温水器・ソーラー発電器などの購入・工事資金 ④ 門扉・外溝・車庫・駐車場などの購入・工事資金 ⑤ 造園・ガーデニング・上下水道などの工事費 ⑥ 上記①～⑤のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金 ⑦ 上記①～⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金。但し、住宅ローンの返済実績が 5 年以上あり、かつ直近 1 年間に返済遅延がないこと。 ⑧ リフォームローンの借換資金 ⑨ 上記①～⑦の資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金ただし、事業性資金・借入返済・投機などの不健全な資金使途は除きます。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位）とし所要金額の範囲内とします。但し、営農者を除く自営業者の場合は 1,000 万円以内となります。
借入期間	○6 ヶ月以上 20 年以内とします。
借入利率	<p>○【変動金利型】</p> <p>当初のご融資利率については毎年 3 月 1 日、9 月 1 日現在の当 J A の住宅ローンプライムレートを基準とし、それぞれ 4 月 1 日、10 月 1 日から適用します。また、ご融資後の利率については、4 月 1 日、10 月 1 日現在の当 J A の住宅ローンプライムレートを基準として、年 2 回見直しを行います。4 月 1 日基準の融資利率は 6 月約定返済期日の翌日から、10 月 1 日基準の融資利率は 12 月約定返済期日の翌日から適用されます。ボーナス返済における新利率の適用開始日は 6 月および 12 月の約定返済期日に対応する日の翌日となります。</p> <p>ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する場合があります。</p> <p>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間はお返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済して

	いただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきます。 なお、土地・建物の所有者が借入者と異なる場合は、所有者を連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます。
保証料	○保証料は金利に含まれています。保証料率（1.0%）
団体信用生命共済	○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ①団体信用生命共済への加入を条件とします。 ②団体信用生命保険に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、かつ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③融資金額が500万円以内、かつ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命保険への加入は任意とします。
手数料	○ご融資の際、保証機関に対して3,150円（99万円までは無料）の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ・全額繰上返済の場合... 残高500万円以上1,000万円未満・・・21,000円 残高500万円未満・・・・・・・・・・10,500円 ・一部繰上返済の場合...0円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は0円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融推進課（電話：0187-42-8092）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 秋田おぼこ